



登録有形文化財について

registered tangible cultural property



旧瀬戸邸（旧瀬戸家住宅主屋）の
登録プレート

旧瀬戸邸（1階玄関）展示

平成8年に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存および活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。

この制度は、国土の開発や都市計画の進展、生活様式の変化などにより、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機にさらされている文化財建造物を、後世に幅広く継承していくために作られたものです。

これは届出制と指導・助言・勧告を基本とする、ゆるやかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の規制と手厚い保護を行うもの）を補完しています。

登録有形文化財の登録基準としては、以下のように定められています。

「建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの」

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

なお旧瀬戸邸は、上記の登録基準のうち、(1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの、として平成24年12月に開かれた、国の文化審議会（文化財文科会）の審議・議決を経て、文部科学大臣に答申されました。その答申を経て、平成25年6月に文化財登録原簿に登録となっています。北海道においては、現在135件、宗谷管内では3件登録されています（平成26年3月現在）。